

（1）第23回合同作業部会の結果報告



2023年11月22日
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 第23回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	1	第22回合同作業部会の結果報告	意見無し	提案の通り進めさせていただきます。
2	2	第7次NACCSにおける対応OS・ブラウザについて	(質問) (WG後) 7次NACCSのユーザー参加の総合運転試験期間はまだWindows10のサポート期間内なのでWin10端末を利用可能という理解で問題ございませんでしょうか？	試験時の対応については現在検討中のため、今後の説明会等でご案内いたします。
3	3	第7次NACCSにおける定期保守日について	意見無し	提案の通り進めさせていただきます。
4	4	修正申告の審査業務効率化 < 3 >	(質問) AMA01業務の新設が取り下げになったということは、修正申告の税額自動計算機能の実装は見送ることになったとの認識でよいか	ご認識の通りです。

1. 第23回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
5			<p>（要望）（WG後） 第14回のNACCS合同部会でHAWB欄の追加の検討を要望させていただきましたが、回答としては”入力項目については検討中です。ご意見については参考とさせていただきます。”となっておりますが、本件に関して任意の追加項目とすることを検討いただけないでしょうか？</p>	<p>開発規模が大きいので、対応は見送らせていただきます。</p>
6			<p>（意見）（WG後） 修正申告AMA01が今回見送られるのは残念です。修正申告の計算機能に関しては期待を寄せておりました。</p>	<p>ご期待に沿えず申し訳ございませんが、ご理解の程、よろしくお願いいたします。</p>
7	4	修正申告の審査業務効率化<3>	<p>（質問）（WG後） 『修正申告入力控』に延滞税額が表示されるということですが『修正申告控』には表示されるのでしょうか？ （表示されるのであれば輸入者が延滞税額をデジタルデータで得ることが出来るのが好ましいです）</p>	<p>修正申告控には現行と同様に延滞税額は出力されません。 AMA業務の事項登録後に出力される修正申告入力控情報には、修正申告予定日に納税した場合の予定延滞税額を出力するように変更いたします。 一方、申告のAMC業務後に出力される修正申告控は、申告時点ではまだ引落処理がされていないため、確定した延滞税額を出力することはシステム上できません。 （残高不足等で即時引落ができず、納税日が翌日以降になると延滞税額が変更となるため） 確定した延滞税額は、引落処理が完了した後にAMC実施者宛てに出力されるリアルタイム口座支払完了通知情報にて出力されます。</p>

1. 第23回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
8	5	急増する輸入貨物への対応 < 4 >	（要望）（WG後） 次期仕様変更に伴う運送場所等の最終レイアウトを早めに確定していただきたい。NACCSと連携するシステムとのカスタマイズ等の検討時間を要するため。	早期に情報をご提示できるよう努めます。
9			（質問）（WG後） 輸入申告に項目追加が行われますが、IIR業務等への影響はあるのでしょうか？	影響はございません。
10	6	海上小口貨物における簡易通関の導入に係る業務の新設 < 5 >	（意見）（WG後） NVC01業務に於いて一度の搬入件数がこれまで同様の20件迄で確定しことについて関係各所へ連絡したところ、残念な声が幾つかあがっておりました。今後も作業終了後、迅速な搬入が出来るよう努力致します。	ご期待に沿えず申し訳ございませんが、ご理解の程、よろしくお願いいたします。
11	7	利用申込手続の改善 < 3 >	（意見）（WG後） 新規航空会社就航時、U業務にてタイムリーに登録出来るようになることは助かります。	ご意見ありがとうございます。 提案の通り進めさせていただきます。
12	8	輸出入者コード一覧の提供終了のお知らせ	（質問） 税関発給コードは、個人事業主向けなど一部新規申請受付をしていると思われるが、第7次NACCSでは税関発給コードについても一覧の提供はなくなるのか。	現在もNACCS掲示板には、法人の情報のみ掲載しており、個人情報は掲載していないため、第7次NACCSでも提供は行いません。

1. 第23回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
13			<p>（質問） 税関発給コードのうち一部海外の企業が含まれているが、その企業分も運用は変わらないが、提供は終了となるのか。</p>	<p>仕出人・仕向人コード一覧は、税関HPに掲載しています。また、個人事業主に係る税関発給コードについては、税関HPに掲載のとおり、個人事業主から通関業者へ通関の依頼をする場合は、個人事業主には、通関業者へ税関発給コードをお知らせいただくようお願いしております。</p> <p>（会議後追記） 一部海外の企業に対する税関発給コードの新規発行を行っており、非公開の者を除き、NACCS掲示板にて公開を行っておりますが、第7次NACCSにおいては公開を終了いたします。更改後の税関発給コードの確認については、IIE業務を利用してください。</p>
14	8	輸出入者コード一覧の提供終了のお知らせ	<p>（質問） 税関発給コードの削除情報についても、提供がなくなるのか。</p>	<p>3年以上通関実績がない場合、税関発給コードは削除となります。また、削除の際は税関から通知をしていないため、どの税関発給コードが削されたかの情報提供は行っておりません。</p> <p>（会議後追記） 現在、税関発給コードの新規及び削除情報（※）について、税関HP上では提供しておらずNACCS掲示板にのみ掲載しております。第7次NACCSにおいてはNACCS掲示板での掲載を終了いたしますが、今回要望を受けたことから、税関HPにて新規及び削除情報（※）を提供する予定です。なお、掲載場所及び内容については後日お知らせいたします。</p> <p>※非公開の者を除く</p>
15			<p>（質問） 第7次NACCSにおいても、有効なJASTPROコード、税関発給コードは、引き続き利用できる認識でよいか。</p>	<p>ご認識の通りです。</p>

1. 第23回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
16	8	輸出入者コード一覧の提供終了のお知らせ	<p>(質問)</p> <p>JASTPROコードの新規発給については、第7次NACCS以降も継続し、JASTPROへ申請する運用から変更はない認識でよいか また、JASTPROコードの新規登録があった場合、NACCSセンターからの情報提供は行われなくなるという認識でよいか。</p>	ご認識の通りです。
17			<p>(要望)</p> <p>IDA業務を入力する際、JASTPROコードとの紐づけを行っていない法人番号については、英字情報の補完がされないため、手入力を行っており、誤入力が発生する可能性がある。JASTPROコードとの紐づけを行っていない法人番号のみの場合についても、英字情報の補完ができるようにしていただきたい。</p>	<p>英字情報については、JASTPROから提供を受けている情報であるため、法人番号のみの場合の対応については、基本仕様検討からの課題として整理しており、今後の課題として検討いたします。</p> <p>また、法人番号の登録上、英字情報の登録は任意となっているため、英字情報が取得できない状況です。要望について、当方も認識おりますが、そういった事情があることもご理解ください。</p>
18			<p>(要望)</p> <p>税関事務管理人を使用して輸入される海外法人の取扱いをするケースがあり、税関発給コードの情報を取得できなくなると、「IIE業務にて、海外の社名を正しく入力して検索ができるのか」、「自社システムで検索できない場合は、IIE業務で検索する2段階運用の負荷が発生する」といった懸念がある。税関HPに仕出人・仕向人コード一覧が掲載されていることは認識しているが、PDFファイルで掲載されているため、システム連携ができない。法人番号を持っていない輸出入者の税関発給コードの提供方法を検討願えないか。</p>	仕出人・仕向人コード一覧をExcelファイルで掲載する等、提供方法について検討させていただきます。

1. 第23回 第7次NACCS合同作業部会でのご意見

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
19	8	輸出入者コード一覧の提供終了のお知らせ	<p>（質問）（WG後） 弊社は荷主企業としてNACCSを利用させていただいており、受信した輸出入許可データを活用し、自社通関も行っております。現行の仕様ではこれらの業務に対し、JASTPROコードが必要となっておりますが、次期仕様ではこの点、どうなりますでしょうか。よろしくお願いたします。</p>	<p>第7次NACCSにおいても現行と同様に、輸出入者としてNACCSを利用して輸出入許可データを受信する際には、JASTPROコードが必要となります。</p>
20			<p>（要望）（WG後） NACCS掲示板にて公開しているJASTPRO発給コード・税関発給コード一覧提供終了にあたり、税関ホームページでPDFファイルとして公開されている「海外仕出人・仕向人コードリスト」をNACCS掲示板と同様のtxtファイル、もしくは、csvファイルとしていただきたい。</p>	<p>項番14のとおり、税関発給コードについては、非公開の者を除き新規及び削除情報は税関HPにて提供する予定ですが、掲載場所及び内容については後日お知らせいたします。</p>

2. WGへの検討課題提案状況

別紙_WGへの検討課題提案状況を参照

3. サブワーキングの開催状況

別紙_サブワーキングの開催状況を参照